

宇津保物語の中の人物 (その二)

——嵯峨院およびその周辺——

原 田 芳 起

一 論 の 初 め に

これは、昭和三十八年十一月に国語国文に発表した拙論を承けるものである。前稿が左大将源正頼の子女をめぐって、従来誤つて解釈されて来たところを正そうとしたものであるのに照応して、これは俊蔭から楼の上に至る物語の全篇にわたつて生存し、最もよく淵源を知っている人物として設定された嵯峨院について考え、その皇子皇女たちの上にも及ぼうとする。

物語の虚構について考察するのであるから、当然構想論の一部をなす。ただし、この論では、従来の本文処理や解釈の欠点から問題がひきおこされるので、記述の外形では、歴史的事実の考証的研究であるかのごとくに見える。本質的には決して人物考証的研究ではなく、作者がいかに構想し虚構したかを追述するものであることもことわつておきたい。

前稿でも述べたが、宇津保物語の、今日普通に読まれている形では、作中の人物関係がひどく混乱している。その遠因は伝写の間に生じた本文の欠陥にあらう。また原作の不整頓・拙劣ということも大いにある。だが、混乱をさらに大きくしたのは、近世の学者の本文批評の誤りであり、関連して解釈の誤りである。現在手にする限りの作中人物系図では、民部卿の宮という人物が見える。前稿で論じた通り、これには二重三重の矛盾がある。親王が省の長官となるのは式部・中務・兵部の三省のみであるのが定例であつて、民部卿の宮ということは

ありえないものであつた。また省の長官は卿一人である。一方に民部卿に源実正という人物があるのだから、さらに民部卿があるはずがない。次に、左大将家の婿君の中に式部卿の宮なる人物がある。民部卿の宮を加えると婿君の数がはみ出してしまふ。藤原の君の卷に、

宮のはらの五の君みんぶきやうのきたのかた

とあるのは、物語の他の部分と照合して「式イ」の方を原態と認めて採用すべきである。同時に「式ぶきやう」の下「宮の」二字も補うべきである。

このような、本文処理の不当や誤りによつて、人物関係が混乱している例は、この物語には実に多い。本稿でも、前稿に用いたと同じ方法で嵯峨院とその周辺を考えてゆくことにする。

二 嵯峨院と宇津保物語年立

この項に述べることは、昭和三十七年十月に国語国文に発表した旧稿「宇津保物語における時間——長篇的方法の創始として——」の中で一度考えたことがある。要旨はその時と変らないが、旧稿に考えおとした点もあるので、なるべく重複しないように考慮しながら再説したい。

旧稿で述べたところの要点は次のごとくである。「後の卷々の構想は、その中に先行の卷々に対する解釈を含む」のであるから、全篇の年立に矛盾が生じたとすれば、「後続する卷の構想における解釈の誤り」にもとづくものである。虚構の物語における年立の矛盾は、必ずしも事実の誤りを証明して修正することのできる性質のものではない。楼の上の下巻で、嵯峨院の年齢が七十二歳と物語られる。これは修正すべき数字ではない。作者が設定したこの数字は、俊蔭の卷の時間的構成を可能的に限定解釈して、楼の上の構想に利用したものである。俊蔭の卷では、俊蔭が日本を去つた時のみかどや、その帰朝の時のみかどについては、それが嵯峨院であつたともなかつたとも、全然触れていない。俊蔭の卷の末で始めて、現在のみかどと前帝嵯峨院の事が表に出ている。以後物語が進むに従つて過去における人物関係も明らかにされてゆく。俊蔭の卷で限定しない叙述をしていること

が、後の巻の構想の自由を可能にすることになる。榛の上の巻において加えた説明によれば、俊蔭渡唐時の天子は嵯峨の院ではなく、嵯峨の院は俊蔭が日本を去つた後に出生したことになる。大体以上のようなことを述べた。

旧稿に述べたことの中で、今改めたく思っている点がある。旧稿の三に引用した榛の上の文章の解釈についてである。

さかの院、ろうのかみにさしのぼりて、いとかめしきもりのやうにてさくらの木あり、「あはれこの木みることおそろしけれ。むかし十よきにて、春ごとにきつ、ふみ見るとて、みこうじて、おりつゝあそびし。いで、このろうならばおよびなんや」とて、

春きてはわが袖かけしさくら花いまはこだかき枝みつるかな

(一九〇九頁)

嵯峨院が、新築成つた京極の邸にみゆきされて、自分が少年時代にこの京極の邸に來た頃を追懐している場面である。旧稿で私は、院が京極の清原氏邸にたびたびやつて來たとすれば東宮時代であり、俊蔭帰京後であろうと考へた。俊蔭帰京後、三年の喪に服したのち出仕して東宮の学士となつた時分に、嵯峨の院はまだ東宮であつて、俊蔭邸にもしばしば來て読書や、作文を樂んだと考へるほかあるまいと書いた。俊蔭の巻の非限定表現が自らな追加限定を施すことを可能にしたと論じてみた。

右の論はわれながら未熟であつた。この院が京極邸に來たのは東宮時代であつたことはこれは問題がない。院自身の述懐として、「我まだみこなりし時」と述べている。だが、院の少年時代に京極に來た理由は全く別のことであつたので、俊蔭が日本に居ない時分のことであつて差支えない。俊蔭帰朝時の天子は嵯峨の院であつたので、

としかげの朝臣もろこしより帰りてさかのみかどの御前にてつかうまつりしを、

(一〇三頁)

は、やはり俊蔭帰朝当時のみかどが嵯峨院であつた証拠とする方が正しい。では嵯峨院と京極との縁故は何であつたか。もちろん楼の上を書く段階で構想されたあらたな虚構であるが、俊蔭の巻にこのあらたな虚構を許容する「非限定」の空白がなければならぬ。

この新虚構によれば、京極邸はもともと嵯峨院の祖母である宮の所有であつた。院の祖母であるというからは、院の生母がその宮の娘であることも明らかである。この祖母宮は、滋野王布留朝臣の内室であつた。さて、院の生母である御息所は俊蔭の母をも生んだのである。京極邸は実に、女系をたどつて俊蔭母の所有であつたと見てよからう。そこには滋野王の内室もそのまま住み、院の母御息所の里邸でもあり、俊蔭母は当時の風習に従つてこの祖母のもとで成人し、清原王はここにむこどられたわけである。院が東宮時代に京極にたびたび来たのは当然で、母御息所の里邸であれば、院もこの里邸で生誕し生長したのであらう。東宮となつては内裏で生活するようになるが、好季節にはここに来たわけである。右の推定は、次の述懐の解釈にもとづく。

かのところなむゆかしとおぼゆるやうは、むかししげのゝわうふるのあそむのはいはうは、わがをばにいまそかりし宮也。としかげのあそんのはゝのぐゑんじは、宮すどころばらのまたいもうとなりしかば、我まだみこなりし時、かのをば宮のすみ給し時、いとおもしろかりしところなりしかば、春秋ふみつくりにものしめてみしに、いまほのかにおもひいづるにいとあはれにゆかしきところになむあるを、

(楼の上・下・一七三六頁)

この文の解釈は人によつて必ずしも一致していない。本文には大した誤りもないようであるが、中世の写本の仮名遣では、「をば」は、本来「をば」であつたのか、「おば」であるべきものを「をば」と書いたのか、「をば」ならば伯母、「おば」ならば祖母であるが、そのどちらかを判断することが困難である。倭名類聚抄による

祖母……於波

伯母……乎波

で、明瞭な区別があるが、発音の区別になつた中世では、「おば」を「をば」と混同することもあろう。拾遺和歌集巻九に、「親の親と思はましかば」という歌があるが、その詞書に藤原定家の天福元年書写本では、

(上略)をばの女のみみ侍ける(古典文庫による)

としているのもその例である。さて、有朋堂文庫・日本古典全書では、宇津保の右の例を、「祖母」とし、古典文学大系では「伯母」として一致しない。

右に引いた嵯峨院の述懐の言葉は、読者に取つては、やや唐突で難解である。古典文学大系の頭注に、「俊蔭の母云云」について、

俊蔭の母の父君(一世の源氏)は御息所腹の妹を妻にしていた、の意か。

と説明しているが、解釈の混乱があるように思われる。「俊蔭の母の源氏」とは、すなわち解釈すると、一世の源氏なる俊蔭母を意味するはずである。この物語で「源氏」と称するのは例外なく一世の源氏を意味しているから、俊蔭母が皇女であつて源氏を賜つたことを示す。このような場合、この物語では「宮」と呼んだり、「みこ」と呼んだりしている。俊蔭の母が皇女であつたことは、俊蔭の出生を、

御子ばらにをの子一人もたり云云。

(俊蔭、一頁)

と記していることでもわかり、蔵開でもすでに伏線を設けて、

このはくみこは、むかしなだかかりけるひめ、てかきうたよみなり。院の御いもうとの女御ばらなりけり。

(蔵開中、一〇九一頁)

と、朱雀院をして語らしめている。大系の注は適當でなく、俊蔭の母(源氏)が御息所腹であり、嵯峨の院の「いもうと」であつたことを意味する。

「いもうと」は当時の用語例に従うと、男性に対してその女きようだいを指す。そのまま「妹」と書いたり訳したりすると、現代の語感からすると、いかにも年少者と誤解される。右の文に「いもうと」とあることで、男

性である嵯峨院の姉妹であることも動かなくなるので、祖母宮の妹などでないこともはっきりと示されているのである。

引用文の口語訳を試みておく。

かの所がゆかしいと思われるわけは、昔滋野王布留の朝臣の内室は、私の祖母におはした皇女である。俊蔭の朝臣の母源氏は（私の母の）御息所の腹に生まれこれも私のきようだいであつたから、私がまだ皇子であつた時分、かの祖母宮がこの京極に御住みであつた時分、大変情趣ある所であつたから、春や秋の好季には詩作などに来て見たもので、今ほのかに思ひ出すとほんに感慨深く、ゆかしい所であるものを、

これで、京極の宮が院の祖母宮の所有であつたこと、その娘である院の母御息所の里邸であつたこと、院に取つても当然生まれた家であり、いわば実家であつたこと、俊蔭とのつながりは、院の姉宮が清原王を婿にとつて俊蔭を生んだものがあることが明らかになるのである。

清原俊蔭を滋野王の婿とする解釈が行われているがこれは誤りである。この誤りは本文の処理が正しく行われなかつたことによるようである。古典文庫本で問題の本文を示す。

ぢぶ卿はうつをのまきに見えたり。そののちに大弁しげのゝわらはみこのむこなりしかば、このいゑもとなだかき宮とて、いまのよのおもしろきところにはいひすぐれたるなり。

（楼の上・上・一七二六頁）

「ぢぶ卿云云」は草子地とも見えるが、前後に照応する所がないので、前に脱文でもあるのか、注解の混入でもあるのか、確かなことはわからない。ただし言っていることはわかるので、これだけ遊離したものとして括弧に入れて読むべきである。以下誤写と思われる点を考えてみると、「そのゝちに」は文脈から考えて「そのかみ、左」と改めるべきであろう。「大弁」とだけ記す例は少ないから、「右大弁」か「左大弁」であつたろうと思われるから、「に」が字形から「左」の誤写と見る。「ゝち」と「み」も字形からまぎれる可能性は十分

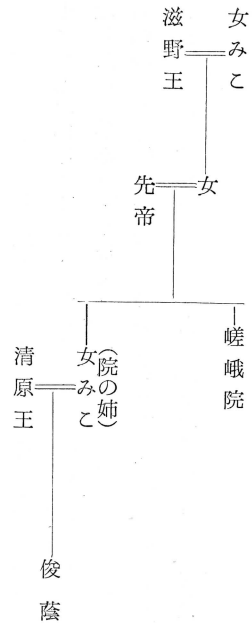
考えられる。「わら」を「わう」に改めることは問題ない。「いゑ」は仮名遣の問題で論ずるまでもない。とすると、右の引用文はこのままで解釈できるのである。

その昔左大弁滋野王は、皇女の婿となつた人であつたので、この京極の家は（その皇女の所有された）名高い宮として、今の世の風流なる所といえばこれをあげ、すぐれたものである。

これでよくわかるし、さきに引いた嵯峨院の述懐も符節を合わせる。しかるに、細井貞雄の宇津保物語玉松では、「うつをのまきに見えたり」だけを削除して上下を続け、

治部卿は滋野のみこのむこなりしかば

という本文を立てている。合理化を意図した改作であることは見えてはいるが、原文が読みにくい点があるためか、有朋堂文庫などもこの玉松に従っている。古典文学大系では、「治部卿……みこのむこなりしかば」までをすべて注の混入として削っている。大系のように思い切つた削除を加えては、「この家もと名高き宮とて」が浮き上つて効果を失つてしまうので従えない。玉松の改訂は、改訂文の方がいろいろな矛盾を蔵している。前に引用したように、嵯峨院の発言の中に「滋野の王布留の朝臣」とあるのだから、同一人物と見られる人物を「滋野のみこ」と呼ぶはずはない。それとは全く別人物で「滋野内親王」というような女性であると解釈することもできようが、この物語と関係づけることは困難である。有朋堂文庫の頭注に「滋野の王」を「俊蔭の妻の父」とあるのは、この改められた本文による解釈であるが、「某のみこ」と呼ばれるのは、親王・内親王に限られている慣例に合わないだけでなく、俊蔭の母が嵯峨院の姉みこであつたという設定にそむく。思うに玉松の改訂は単に当面の文章を読みやすくしようとして、全篇の人物関係を参考しなかつたものである。滋野土布留朝臣なる人物は前述の如く嵯峨院の祖母宮の婿であるから、すなわち祖父である。院の生母はその娘であるが、同時に俊蔭の妻の母でもあり、蔵開中には女御と記されている。滋野王は俊蔭の妻の外祖父であると説明すべきものであつた。



前述のように、楼の上の構想によつて俊蔭の巻にさかのほれば、嵯峨院は俊蔭が日本を去つた年から二・三年ぐらゐまでの間に誕生(注一)されたと思われる。多分母女御の里邸なる京極においてであつた。京極邸は院にもさてもあつたし、祖母が住んでいられたから、しばしば遊びにゆき、読書や作文を楽しんだ。院の同母姉も当然ここに住み、清原王を婿として住ませていた。俊蔭がここで生まれたというわけである。

これで年立を考えてみると、難点は俊蔭の母の年齢の無理である。研究書の類で院の妹と記すものが多いが、それは前述のように不用意で、「いもうと」に「妹」字を当てることは避ける必要がある。俊蔭の巻に、

年八十歳なるちゝは、侍しを(二四頁)
とあり、

母かくれて五年になりぬ(二五頁)

とあるのを、そのまま認めれば四十七歳で俊蔭を生んだことになるが、「年八十」は文飾で(注二)「高齢」ということを誇張を加えて言つたと解することは許されよう。

次に不自然なのは、院の姉みこが俊蔭を生んだから十六・七年も経た時分に、院が姉みこを生んだ同じ母によつて生まれるという点である。しかしこれは物語だということでも許容されないほどではあるまい。院と姉宮との年齢差はすくなくとも三十年以上とならざるを得ないが、かりに母女御が非常に年少で俊蔭母なる姉宮を生み、

非常に晩く院を生んだとすればどうであろうか。源氏物語では明石中は満十二歳にすこし足らぬ時分に初産をしている。物語にはそうした不自然は珍らしくないことである。絵そらごとでも評すべきものであろう。作者が執着するのは、俊蔭母は嵯峨院の姉宮であつたという一点であつた。この血縁関係を強調することで、嵯峨院の京極への情熱の由来を語る構想的意図をそこに示す。

嵯峨の院の即位および讓位は、俊蔭の巻に何等触れるところがない。楼の上では、十余歳の時分には親王であつた(前述)と語っている。俊蔭帰朝時にはすでに即位しているのであるが、その当時の院の年齢は二十三か四ぐらいであろう。「十余歳」が東宮時代であつたということから推して、十五六歳前後には即位せられたと見てよいのではあるまいか。俊蔭帰朝より七・八年もさかのぼる。

讓位は俊蔭の巻では、仲忠十二歳の年、時のみかどが北野に行幸されたとあるのはすでに朱雀院の治世であつたことから、その以前に天子が交替されていると知られるだけである。

忠こそ・春日詣の両巻では、院の退位の上下限をいまずこし縮める記述を見出す。忠こそその巻が嵯峨の御時の物語であつたことはその冒頭に示されている。

かくてまた、さかの御ときに云云(二〇七頁)

そして、春日詣の巻では御代が替わつたことを述べている。

かゝるほどにとし月すぎて、そのときのみかどもおり給、春宮くにしり給て、としごろよの中たいらかに、くにさかへてあり。(二五七頁)

つまり、院の讓位は忠こそ出家ののち、春日詣の物語のはるか前ということになる。忠こそは十四で出家して春日詣の場面まで二十年になる。他の人物を比較すると、仲忠がこの年に二十一であると推定されるから、二十年前は仲忠出生の年に近い。この時分までは嵯峨のみかどの治世であつたと見られる。仲忠の母が若小君と結ばれた時から二年ばかり前に、俊蔭女(仲忠母)は十二三であつた。この時の「みかど・春宮」はそれぞれ嵯峨院・朱雀院であることを定めてよいわけである。

十三三になるとし、かたちさらにいふかぎりなし。(中略) 御門東宮ちゝにめす、むすめにも御ふみたまへど、(三〇頁)

このことは通説のままだから問題ない。

藤原の君の巻の冒頭の「みかど」は当然嵯峨院でなければならず、本文に混乱があるのではないかという点を指摘しておく必要がある。一世の源氏源正頼は、母が藤氏であつたからか藤原の君と呼ばれた。その北の方の一人である大宮と呼ばれるのは、嵯峨院の女一の宮である。しかるに物語の本文に、

ときのみかどの御いもうと女一のみことときこゆる、きさきばらにおはします。ちゝみかどはゝきさきの給、

「この源氏、たゞいまのみるめよりも、ゆくききなりいでぬべき人なり。我むすめこの人にとらせてん」との給て、むこどり給。(一二二頁)

とあるのは、どうも理に合わない。この時のみかどは嵯峨院である。「ときのみかどの御むすめ女一のみこ」ならば、後々の物語にも合う。「ときのみかどの御いもうと」では明らかに事実こそむく。可能的な推定では、この巻は全般に朱雀院の御代の物語であり、冒頭はさかのぼつての説明であるから、「ときのみかど」は「いまのみかど」を写し誤つたものかも知れない。「今のみかど」すなわち今上で、朱雀院を指すわけである。「御いもうと」を「御むすめ」の誤写とするよりも適当であろう。正頼の北の方としてあて宮らを生んだ女一の宮は、これまた嵯峨院の十五・六歳の頃に生まれたことになるので、ぎりぎり可能な時間的構成になる。

俊蔭の巻を書く時にこのような窮屈な時間的配置を考えたわけではあるまい。俊蔭の巻では、前述のように嵯峨院の生誕、即位、讓位などは何も考えていなかつたであろう。その場その場で漠然と「みかど」「みかど」と書いたのは、単にその時の天子という意味でしかなかつたであろう。俊蔭の巻だけであれば、冒頭俊蔭七歳の時のみかどと、三十九歳帰朝の時のみかどは同一人と解しても支障はなさそうである。日本古典全書の頭注に、「おほやけ」を「時の御門、嵯峨院」としたのも、この巻を遊離した物語としてならば一理はある。だが後続の物語をも統一した宇津保物語としては誤りとするほかはない。富沢美穂子著宇津保物語研究の付録系図、嵯峨院

のくだりに、「俊蔭卷頭に帝とあるは此の帝なり」と説明を加えてあるのも、系図や年立は全篇を統一的に解釈する手段なのであるから、やはり誤りとすべきである。

中野幸一氏に「うつは物語の初期の構想」(国文学研究38年3月号)に俊蔭が日本に帰つて来た時に、時のみかど(嵯峨院)が、

いとうるせかりしものゝ帰りまうで来れること。(二五頁)

むかし二度試みせしにも、その道のめづらしうすぐれたりしかば、(二八頁)

と言つたことを証として、冒頭に見えた「みかど」と同一人なるべきことを指摘してあるが、氏の場合は、初期構想はしかしかかであつたと推論されるのであるから、誤りとは言えない。ましてや、氏は俊蔭の巻にうかがわれる初期構想と全篇の構想との不調和を説いて、この巻の遊離性を論ぜられた主旨には賛意を表せざるを得ない。

中野氏の説くところの、俊蔭の巻の単独遊離性ということは、氏と別の根拠から私も認める。源氏物語について観察すると、「いづれの御時にか」と不定称を取るが、ともかくながしのみかどの御代という時代の觀念を物語展開の基底にすえてゐる。桐壺帝の讓位の記述を省略していても、前後の巻の暗示的叙述で十分にそれを表現している。人の数代にわたるような長篇物語においては、物語の中の「時間」というものが、物語構成のきわめて重要なわくとなる。かかる物語の方法に影響を与えたのは、歴史書における編年的叙述の形態であつた。宇津保物語においてもそれはすでに見られる。俊蔭の巻の末の仲忠を中心とする物語のあたりから、叙述の疎密こそあれ、この編年的配列が原則としてとられてゐる。ただ新しい話題、新しい人物をこの配列の中に持ち込む場合、適宜その由縁來歴を語るために過去の物語を挿入する。忠こそその巻などは一卷全部がこれであるが、藤原の君の巻における上野の宮や高基・真菅・行正、嵯峨院の巻における仲頼、祭の使の巻における藤英等についてはいづれも過去の物語が挿入される。これらの人物があて宮への求婚行動をする場面だけが現在として編年的配列の中に序でられる。この過去にさかのぼつた物語の部分は、遊離性を強く示している。俊蔭の巻においても、仲忠の元服・叙爵あたりから、全篇の編年的構成への関連を示すが、それ以前は仲忠とその母の由縁話であり、

長篇構成からは明らかに遊離している。これらの部分は主人公の身の上だけが照写されて、背景的人物・事件が、全くいつてよいほど描かれない。俊蔭の巻において（末段を別として）時のみかどのが漠然としてゐること、俊蔭一家を除いた人物がほとんど物語面に出ないことは、右述べるような性格によるものである。このように考えると、俊蔭の巻の遊離性は宇津保物語の長篇構造の、一つの基本的性格であるとも言えないことはない。

中野氏の論文に見える「年立上の矛盾」という点について、私の考えを述べておく。氏は、

とにかく俊蔭の母は、彼の渡唐中になりの高齢で歿したと考えてよく、その異腹の兄の嵯峨院が、それから五十年もの後の「楼の上」において、七十二歳でかくしやくとしているのは、これまた甚だしい矛盾といわねばならない。

「異腹の兄」は誤解であろう。同母弟であるべきことは前述した「いもうと」の語義から明らかである。絵ぞらごとに類してはいるが、姉と弟ならば、その年齢差を極限まで引きのばすことで何とかごまかすことができることも前述した。異常ではあるが「矛盾」とは必ずしも言えない。

だが、しかし、氏が楼の上の巻を、

所詮は「俊蔭」の巻の構想の延長上にはない

とされることには私も賛成である。私は楼の上の構想は、俊蔭の巻の構想を延長するものではむしろなくて、俊蔭の巻の空白を利用して、嵯峨院なる人物をクローズアップし、物語の全部の「時間」を生活した唯一の人間、事の淵源から解説し批評し得る貴重な存在として描き出すものであつたとする。俊蔭を延長するというよりも、逆にそれを包括する。物語の初期構想（中野氏から借用する）では嵯峨院は決して重要人物ではなかつた。院が俊蔭一族の音楽のよき理解者として物語に重要な位置を占め始めるのは、吹上の下あたりからである。前述のように、蔵開下において俊蔭母を「院の御いもうとの女御ばら」（一〇九一頁）であるとすると、蔵開の一幕で、蔵開と俊蔭との血縁の濃さを匂わせた。楼の上はもちろんこの蔵開の構想の延長である。

中野氏の「年立上の矛盾」の証の一つ、

俊蔭が帰朝後官を辞して、むすめに琴を教えるために、風流を尽して造営した邸宅で、嵯峨院がまだ皇子の頃にここに行くなどはありません。

とされた点も、前述のように京極邸がもと院の祖母の有であつたというあらたな設定の上に立つことと弁護されている。院の祖母から娘の女御へ、さらにその腹の皇女なる俊蔭母へという所有権の転移も十分計算されている。もちろんそういう構想が俊蔭の巻にあつたとは思われない。語られざる空白を利用して新たに加えられるものと見てよい。藏開の巻で、俊蔭の父式部大輔(注三)の集とか、母みこの手らしい草子(注四)で「物語のやうにかきしるしつづその折の歌どもをつけ」たものとかを出しているのは、俊蔭の父母の住所も京極であつたとする構想がすでに包蔵されていることを思わせる。後者については、母みこが名高かつた才女で、手書きであり歌人であつたから、人を泣かせる見事さもことわりだと書いてある。それが俊蔭母の作品であつたことを語っていることは確かであろう。このように物語の範圍を俊蔭の父母に及ぼしているのであるが、これも後篇の構想をもつて俊蔭の巻の物語を包みこみ、この長篇の統一印象を深めようとする手法であつたことを思わせる。

前に引用した文に関する語法の見解を付説する。

いとうるせかりしもの帰りまうで来れること。(二五頁)

むかし二度試みせしにも云云(二八頁)

などの回想の「き・し・しか」を用いた表現が俊蔭帰朝時のみかどであつた嵯峨院が直接俊蔭幼少の日の出来事を経験しているかに印象させる点について、それを嵯峨院の直接経験ではなかつたと解釈する可能性があるかといかは問題であろう。それについて文法上のことを一言しておく。よく「き」は目睹回想であるとか、体験回想であるとか説かれる。それは無条件に是認される定義ではない。万葉集のような古い言語においても、伝承された伝説神話的事実を「き・し・しか」で回想する例が多い。また、平安朝においても古訓点(注六)とか説話文学(注七)とかにもそれは少なくない。「き・し・しか」の語法的意義から、俊蔭の幼少時代の出来事を、嵯峨院の直接経験で

なければならぬと断定することはできない。

宇津保物語の構想の矛盾とか破綻とか見られる中には、私たちの解釈が適正でなかったために不当にとがめられてきていることも決して少なくない。

〔注一〕 俊蔭帰朝三九歳、三年の喪の後結婚と仮定する、足掛け計算だから四十一歳、その翌年女兒出生、娘十五歳の時に死去として最短に見積ると五六歳。その後楼の上までの年を数えると、院七二歳の時俊蔭八九歳以上となる。年齢の差一七年以上。俊蔭は一六で渡唐しているから院の誕生は少なくともその後である。

〔注二〕 「年八十なる父母」は、俊蔭が異国のみかどに申す陳情という性質を考えれば、文飾的誇張も許容されよう。白髮三千丈と似たものである。竹取物語の「翁年七十に余りぬ」も、他の箇所「五十ばかり」とあるのと矛盾するが、あの短篇の中でケアレミスと解するよりも、文飾的誇張もしくは悪意なき虚誕とした方がよいかも知れない。

〔注三〕 蔵開中巻「いま一には、としかげのぬしのちゝ式部大輔のしふ、さうにかけり。」(一〇六二頁)

〔注四〕 同巻「こからびつあけさせて御らんずれば、からのしきしをなかりをしおりて、大のさうしにつくりて、あつき三寸ばかりにて、一にはれいの女にて、ふたくだりにひとつたかき……」(一〇八九頁)

〔注五〕 代表的な例、万葉卷一「香具山と耳梨山とあひし時立ちて見に來し印南国原」(一四)

〔注六〕 「尔時いま私有して世に出現したまへりき」(西大寺本金光明最勝王経古点)

〔注七〕 「我が釈迦大師凡夫に伊座いませし時」(三宝絵詞)

〔注八〕 檀蔭文学第九号拙稿・語法と文体参照。

三 嵯峨院の女みこたち (上)

嵯峨院の皇女が幾人もこの物語の中に語られているが、よくわからない点がたくさんある。富沢美穂子著宇津保物語の付録系図には、この院の女三の宮を疑問を付してはあるが二人並べてある。女二の宮のくだりに「源季明の北の方」と注されているが、その根拠があやしまれる。女四の宮はあて宮より前に当時の東宮(国讓の巻で即位)に参つたみこを指しているのであるが、「四」という文字は近世の学者によつて改められて生じたもの

で、日本古典文学大系では女五の宮説を採用しているし、前田家本を始め古くから伝来した方には「こ宮」とあるなど、どれが正しいのかわからない。富沢さんの系図には、女四の宮のあとに、ただ「女宮」とだけあつて、「嵯峨院のもとの更衣皇女をつれ給ふよし見ゆ（蔵開下）」という説明を付してある。これだけ見ても、嵯峨院の女みこたちに関する系譜的説明は混乱にみちているというほかはない。

細井貞雄の玉松の中に掲げられた系図を見ても、女二の宮を季明北の方としているし、女四の宮の次に女宮実忠北の方という、理解困難な記載がある。

これまでの系図にあげられていない人物で、嵯峨院の皇女と見るべきであろうと思われるものもある。源正頼の長男忠澄の北の方、同じく三男祐澄の北の方などがそれである。

作者が整然たる構想をあらかじめ持つていて、しかるのちにこれらの女みこたちを点出して行つたものとは思われない。しかし全く連絡を考えないで書いたとは思われない。前田家本や流布版本のような後の学者の手の加わらない伝本について見ると、この院の女みこの中で、はつきり数字的序列を付けて書いてあるのは、一の宮と三の宮だけである。これが一番早く物語面に出ている。一の宮は藤原の君の巻で、三の宮は俊蔭の巻ですでに語られている。

院のみかどの女三の宮をはじめたてまつりて、さるべき御子たちかむだちめの御女、おほくのめしうどまで

あつめさぶらは給ければ、（いまか）（俊蔭、八九頁）

ときのみかどの御いもうと、女一のみこときこゆる、きさきばらにおはします、（藤原の君、一二二頁）
三の宮は右大将の北の方、一の宮は左大将の北の方という設定である。これは多分に対称的意図がふくまれていたであろう。そしてこの二人はこの物語の始終を通して重要人物として扱われる。

他のみこたちは、折にふれて叙述がそれに及ぶ程度で、舞台の上で動くような機会を与えられていない。嵯峨院の巻以下に見える東宮妃としての「院の御方」は、あて宮の対照的位置で多少重んぜられるが、舞台の正面に現れることは少なかった。四の宮か五の宮かで説がわかれているみこである。作者はこのみこには数字的序列を

付けておかなかつたのではないかというのが、私の現在考えているところである。これは本文批評に関連するの
で、研究の立場では重要である。後に考証することにする。

前述したように、系図類を見ても、この女みこたちをめぐる解釈（本文批判を含む）にかなり多くの混乱が生
じていることが想像される。そこで全篇の文章中で、この院の女みこたちに関すると思われる詞章を抜き、根本
的な考証を試みる。もちろん本文は前田家本により、近世の校本系諸本にのみ見られる異文は、本文批判の諸説
としてのみ認めることにする。

一世の源氏正頼の二人の北の方の一人である。嵯峨院の才一皇女であることは藤原の君の巻の冒頭に見え
る。

（ママ）
ときのみかどの御いもうと、女一のみこときこゆる、きさきばらにおはします、

は前に引用したが、「時のみかどの御娘」か「今のみかどの御いもうと」か、どちらかの誤りであろう。または
「ときのみかどの御女ただいまのみかどの御いもうと」の中間傍線を脱落せしめたものかも知れない。作者のケ
アレミスなどでないことは、同じ巻の、すぐあとに続く記事に、

御をんな、宮の御はらのおほい君は、御せうとのいまのみかどにつかうまつらせ給けり。（一二六頁）
とあるのと対照すれば、断定できる。

さて、この一の宮の母が皇后であるということは、後の物語展開にしばしば活用される大切な布石となつてい
る。

注意しておきたいのは、一の宮が今のみかど（朱雀院）のいもうとであるという点である。現代の語感から兄
と妹という関係の位置を錯覚しやすい。「いもうと」は男性から見ての姉妹、「せうと」は女性から見た兄弟を
指す。（女性どうしには「いもうと」ということはない。男性どうしの「せうと」もありえない。）一の宮はも
ちろん朱雀院の姉である。

この嵯峨院の女一の宮を、物語では、「宮」、あるいは「大宮」という称呼を用いている。臣下に嫁しても内親王の身分に変更がなかつたのは、近世に至るまでそうであつたようで、現代の制度とは異なることを念頭におくべきであろう。

ここで考えておきたいことが一つある。それは「大宮」という名についてである。

かもがは御ぐしすましに、大宮よりはじめてたてまつりて、こぎみたちまでいでたまへり。

(藤原の君、一九八頁)

以下もしばしばこの「大宮」の称が用いられている。この物語に即して考えると、これは左大将(正頼)家の内わでの称呼で、この家をめぐつて、「宮」の身分を有する人物が他にも数多くある。大い君仁寿殿の女御の腹の皇子・皇女たちがこの家で生活しているので、「宮」とだけ呼んでは混線を避けられない。そこで若い宮たち祖母宮を区別するために「大宮」という称呼を用いたものであらうと想像される。「大宮」という名を特に用いている場面は、特称する必要のありそうな所に限られているようである。

大宮・女一宮・いま宮までは、あか色にえびぞめのかさねのおり物云云。

(菊の宴、六〇〇頁)

ここでは、以下の文にも若宮たちのことも記されているから、やはり特称の必要がある。

かくて(春宮)大將どの、大宮にたいめし給て云云。

(同、六一一頁)

ここでも、東宮も場面によつては「宮」とだけ呼ばれることのある人物だから、「東宮宮に対面」では何となく気になるであらう。さて、「大宮」と称する理由は、この場合、母であり祖母である「宮」ということであらう。「宮」はあくまで身分である。内親王・女王・中宮・皇后・皇太后等、宮と呼ばれる身分の女性でなければならぬ。

宇津保物語の右の例とよく似ているのは、源氏物語の場合である。葵の上の母は桐壺帝のいもうと女三の宮である。その点では左大将室の女一の宮と同じ条件である。その他の条件では、母(葵の上らの)という点だけがあつて、他の宮たちに対して区別するということはない。左大臣(後に撰政太上天)家の内わの称呼であつた

ろうという点は似ている。母なる大いなる「宮」という意味あいと呼ばれた名か。

紫式部日記・栄花物語に見える「大宮」は上東門院彰子を指すもので、これは仮空の物語でない歴史的事実である。後世、女院の御所を大宮御所と称するようになったのは、上東門院の例が固定するようになったものであろう。だが、上東門院の場合、女院になる以前、さらに皇太后でもなかつた時分にすでに大宮と申し立てたのであるから、皇太后・太皇太后ないし女院の身分に由来した名称ではなかつた。

紫式部日記、寛弘五年十一月一日、中宮彰子腹の才二皇子（後一条天皇）の五十日の御祝の記事に、

西によりて大宮のおもの云云。

とあり、以下大宮の名が散見するのは明らかに中宮彰子を指している。清水宣昭の紫式部日記釈に、

おほ宮は 東三条兼家公の御女にて、御名詮子、一条院の御母后にて東三条院と申すこれなり。 は皇太后宮なり。

とあるのは失考である。東三条院詮子は長保三年十二月二十二日になくなられて、寛弘五年までには八年を過ぎている。もし大宮が皇太后を指すのでなければならぬならば、頼忠のむすめで公任の「いもうと」である皇太后遵子であることになるが、これは東三条院派とは感情の疎隔が伝えられているくらいで、道長邸にあるはずもない。関根正直博士の紫式部日記精解に、

別当になりたる右衛門督、大宮の大夫よ。

に注して、

傍注本其の他に皇太后宮大夫公任としたるは誤にて、右衛門督兼中宮大夫たる齋信のことなり。さては大宮とあることいかがに見え、或は大の字衍か。又大は中の誤字かとも考えられるれど、是れは新に親王の宣下ありし若宮に対して、御母中宮を大宮と称し奉りたるにて、此の日記中、次下にもしばしば大宮とかける所あり。それを旧注皆皇太后宮の事としたるは甚しき誤なり。

と論じてある。大宮が中宮彰子を指していることは日記の行文に照らしても明らかであつて、注の前半の誤字説・衍字説は、考証の過程を示している以外には無用である。

紫式部日記の「大宮」の名の所見は、同じ五十日の祝の日の条に、大宮はえびぞめの五重の御ぞ、蘇芳の御小桂奉れり。があり、寛弘七年正月の記事にも、

大宮はのぼらせ給はず。

がある。皆中宮彰子を指す。

栄花物語に大宮と書いているのはおおむね、皆この彰子を指す。まず初花の巻に見えるのは、紫式部日記を資料として、文章も借用しているもので、才二皇子誕生後の中宮彰子を指す。日蔭のかつらの巻の例は長和元年の記事中に見え、この時は皇太后時代の彰子を指している。その中の一例を示す。

大宮は十二にて参らせ給ひて、十三にてこそ后に居させ給ひけれ。

だが、「大宮」の称はこの以前から続いているのだから、皇太后になられた事実と「大宮」の称とは因果関係はない。以下、つぼみ花・玉の村菊・あさみどり等の諸巻においても、この彰子を指しては常に「大宮」の称を用いている。その中であさみどりの巻では、寛仁二年妍子が皇太后、彰子が太皇太后となつてゐる時代である。以下の諸巻、駒くらべ・若ばえ・嶺の月・楚王の夢・衣の珠等も太皇太后時代の彰子を指して「大宮」と呼ぶ。注意されるのは、衣の珠の巻で、万寿三年尼となり院号を賜つた以後は、当然だが主として「女院」と記しているが、例外的に一箇所大宮と記した所もあるのを見ると、女院となつたのちも、この人を大宮と呼ぶことがなくなつたとは思われない。

して見ると、上東門院の場合は、皇太后とか太皇太后とかの身分によつてつけられた名ではない。もちろん「宮」でなければならぬが、上の「大」は身分に關して呼んだものではあるまい。宇津保物語や源氏物語の例と根本は同じで、はじめは関白家の内側で呼んだ名であろう。才二皇子の誕生とともに、今や天子の母たるべきことはまちがいない、この世で一番偉大なる後の宮であるという、誇りと賞讃をこめて呼び始めたものでもあらう。

大言海の定義のように皇太后の尊称でなかつたことはもちろん、大辞典の説明する

(三) おほきさき。太皇太后又は皇太后。若宮に対し母宮を申すこともある。

も、周到なものとは言いかねる。

先例を最大の規範とする中世において、上東門院を大宮と称したことが、この名称を固定させるに至つたものであろう。皇太后または太皇太后たることが大宮と呼ばれる必要条件となつたものであろう。平家物語に太皇太后藤原多子を大宮と称しているのは、上東門院の先例に準じたにちがいない。この後世の慣例があつたために、紫式部日記の「大宮」を東三条院であるなどという誤解も生じたのである。

ともかく、宇津保物語・源氏物語に見える「大宮」は私的な命名であつたことは明らかであるが、上東門院が皇子誕生後大宮と呼ばれたのも、本質的にそれと異なる所はなかつた。中宮彰子が後一条院を生んだのは二十一歳であつた。北山谿太氏の源氏物語辞典に、「年とり給へる宮」とあるのは、源氏物語においても正しい説明ではあるまい。

宇津保物語の場合、多くの男女の君たちの母宮であること、源氏物語においても、頭中将(後に太政大臣)や葵の上たちの母宮であることは、大宮とあがめられる最も重要な原因であるにちがいない。しかしそれは語義として定めるようなものではあるまい。「大」は尊敬礼讃の気持を表わす。「大いなる」という形容である。さればこそ、御堂関白家では、二十一歳の中宮彰子がみごとに皇子を生んだことを讃嘆して、やがて国の母となり給う大いなる中宮様という気持をこめて大宮と呼ぶことにした。それがそのまま公的なものとなつて、後世に及んで、太皇太后・皇太后の中の一人をそう呼ぶようなことにもなつたものと思われる。

前述したように、臣下に嫁したのちも、内親王たる身分に変動はなかつたので、この嵯峨院女一の宮に対する夫正頼の態度は、普通の夫婦間のものとは異なるところもあつた。

まさよしが、かづかにも侍らぬ身にて、かゝる御なからひにまじり侍つみしろには、かくばかりのことをおもはせてまつらぬをだに、とと種本(ハ)こそ思給ふる。いとおほおしくなん。(嵯峨院、三五二頁)

数ならぬ身でかように内親王の夫となつてゐる罪ほろぼしに、こんな事で御心配をかけない事だけでも——この言葉にはただびとの夫婦の間には見られない尊敬の情がこめられている。「いとよくかしまり申し給ふ」(同三五一頁)などの叙述が、正頼から妻大宮への態度について見られるのも、内親王の重さが想像される。

〔注二〕 玉松。「実忠北方 さがの院の皇女。年十四にて実忠に嫁給ひ、御子のそで君十二歳のとき、実忠あて宮に思ひつきてのち、すきめられ給ひ、三条の堀川にすみ給よしさがの院巻にみゆ。また三条の家にもすみわび給ひて、志賀の山本の家にうつりすみ給ふと菊宴巻にいへり云云」これは、旧本では嵯峨院の巻にはなくて、すべて菊の宴の方にある。古典文庫本六二六頁「時のかんだちめのかしづき給けるひとつむすめ云云」とあるのを、玉松では「時のみかどの云云」と改めている。物語中で実忠の妻を宮ともみことも書いた所は一つもないから、あえて「時のみかどの」と改めた理由は想像もつかない。

〔注三〕 この物語の校本系の諸本の本文に関する見解は、中村忠行博士の諸論文や片桐洋一氏の談話に負うところが多い。一見合理的に見えて、矛盾が多いのは、思いつきの合理化のみで、全篇的統一と無縁であることを露呈している。

四 嵯峨院の女みこたち (下)

女二の宮のことはこの物語には何も語られていない。解釈の誤謬を弁じておく。
宇津保物語玉松の系図に、嵯峨院の女二宮を掲げて、

季明北方、宣耀殿女御の御母、正頼北方御妹のよし、あて宮巻にみゆ。

とあるのは、あて宮の巻の読み誤りにもとづくものである。これにあたる本文を古典文庫によつて示す。

宮にさぶらひ給人々、大将殿大宮の御はらから、おなじきさいばらの二宮ときこゆる、左大臣殿の御きみ、右大臣殿の大きみ、(六九一頁)

宇津保物語玉松は、文中の「二宮」のところを「四の宮」とする。「二」という数字は確かに理解できない文字である。嵯峨院の三の宮は右大将の妻として梨壺の御方の生母である。その三の宮の姉宮が二十歳前後の年齢ということとは絶対に不可能である。このことはあとでまた触れなければならなくなるが、玉松の「四の宮」も解

釈にもとづく意改であるから、無条件に採用することは控えねばなるまい。この古典文庫の「二宮」は、書陵部桂宮本を検したところ、明瞭に「こ宮」となっている。念のため古典文庫の底本であるところの前田家本にあたってみると、これまたまぎれなく「こ宮」とあり、「二宮」と翻刻したのは古典文庫の誤りかと思われる。

さて、玉松の系図に現れた不思議な説明の根拠を考えると、本文研究の方では「四の宮」を正しいとしながら、系図の方では「二の宮」を本文に立てて考えたもののようである。細井貞雄は、「おなじきさいばらの二宮」が左大臣の北の方で、その娘が東宮に侍しているという意味に右の引用文を解釈した。これでは嵯峨院の皇女のいわゆる院の御方をなぜ東宮に侍する人々の中にあげないのかという疑問に当然突き当たらずである。しかし、「大宮の御はらから」で「同じ后腹の二宮ときこゆる」ところの「左大臣殿の」と同格関係に句をつないで解釈したにちがいない。しかるに本文の研究では「四の宮」と改めているのだから、同じ著書の中で矛盾をきたしているわけである。

引用した本文の中で、「御きみ」とあるのは「おほいぎみ」を誤つたものである。左大臣殿のたい君は後に宣耀殿の女御と呼ばれる人、右大臣殿のたい君は麗景殿の女御。この文中どこにも院の女二の宮のことは出ていないのである。

富沢美穂子著宇津保物語研究の付録系図にも「女二宮、源季明の北方」とあるが、玉松の誤りを引き継いだままのものであろう。

女三の宮は、この物語では比較的重く扱われている。富沢さんの系図の中で、嵯峨院の女三の宮が二人並べて挙げられているのはどうしたことか。富沢さんも「猶可考」と付記しているが、これは原作者には責任のないことで、源祐澄の北の方を女三の宮とする解釈があつたために生じた混線である。それが物語中のどの文句をどう解釈したために生じたかを明らかにすれば、二人三の宮という疑いは消えるであらう。

源祐澄（正頼の三男、あて宮の兄）の妻は嵯峨院の皇女であつた。しかし三の宮ではなかつた。それを祐澄の室を三の宮と誤認したのは、蔵開中巻の物語文の解釈に源があつたようである。

友朋堂文庫宇津保物語下巻一二五頁に、仲忠と祐澄の息子宮はたとが話をしているくだりがある。宮はたはその名が示すように、宮腹である。仲忠が

など父君は、宮をば思ひ奉り給はぬぞ。

と問うのであるが、文庫は「宮」に注して、「女三宮、祐澄の妻」としている。女三の宮が祐澄の妻であるとするれば、兼雅の妻の女三の宮と、二人の才三皇女があることになり、宇津保物語の構想の破綻と見るほかなくなるであろう。この有朋堂文庫頭注の解釈の根拠と推定されるのは、同じ巻の、同文庫一二〇頁に書かれている朱雀院の言葉、

女三の宮もいと哀にて物せらるなり。祐澄の朝臣も如何しなきむとのすらむ。

にあつたろうことはわかる。だが、右の文面がはたして、女三の宮が祐澄の北の方なりという解釈をもたらずであるうか。そこにこそ問題があるであろう。

原作者が、兼雅の妻女三の宮のことを忘れて誤りをおかしたと考えることは許されないのである。蔵開の構想の中では、仲忠の配慮によつて一条の邸の女三の宮が、兼雅の三条邸に迎えられることは、重大な事からの一つであるから、忘るべくもないからである。

この朱雀院の発言は、女みこたちの結婚が幸福にならない例が多いことをうれえ嘆いているのである。「女三の宮云云」と「祐澄の朝臣云云」は、別個の並列する事例として解釈することが可能なはずである。前後の文脈を少しこまかに吟味してみるべきである。朱雀院が弟の五の宮を相手に語りあつている場面で、最初の話題は東宮が藤壺(あて宮)を溺愛して、嵯峨院の女みこなどを顧みないということであつた。(このみこは四の宮ではあるまい。小宮と呼ばれたらしいことは後に論述する。論の便宜上以下小宮と記す。)

朱雀院にとつては、この小宮も、兼雅室なる女三の宮も妹であり、祐澄の北の方なるみこも同じく妹である。三人の妹がどれも不幸な結婚生活をしていることになる。そのことを言つていのである。古典文庫本によつて前後の文章を続けて示そう。途中を省略して、話線の展開を見ることにする。

〔朱雀〕「みこをいかにしたてまるらん。」^(一)

〔五宮〕「それはことしいまだたいめんし給はざなり。」^(二)〔下略〕

〔朱〕「〔上略〕この宮いかにおぼすらん。いかにきこしめすらん。そがうちにも宮の御あいしなり。など^(三)

こたちかくのみあらん。女三宮もいとあはれにてものせらる也。すけずみのあそんもいかゞしなさんとも^(四)

すらん。すべて女みこたちは、たゞにものせられんこそよからめ。身によからぬ宮たちおほくもたるや。」^(五)

注解を加える。(一)「みこ」は嵯峨院の小宮で末娘である。(二)「此の宮」と解すべきである。小宮を指す。玉松に「四の宮」と改めているのは正しくない。(三)有朋堂文庫も古典文庫も日本古典文学大系も、ここから朱雀の詞が始まるとしてかぎ括弧を置くが、上に接する対話文も朱雀と解した方がふさわしい。(四)「宮」は母太后を指す。「院」と改めるのは無用。(五)の「こたち」は皇女たちの意。「みこたち」の誤りか。有朋堂文庫に「こちた^(六)くのみ」と改めているのはよくない。文意も自然味を欠くようになる。(六)「身」は朱雀自身を指す。不幸なみこたちをわが身に多く持つていとう嘆きの表現である。口語訳を試みる。

〔朱〕 東宮は院の小宮をどうなさるのらう。

〔五〕 それは今年まだ対面もなさらないやうです。

〔朱〕 ……此のみこはどう思つていられるか知ら。院もどう思つてお聞きなさることだらう。わけても母宮の最愛のみこだ。なぜみこたちがこも皆不幸なだらう。女三の宮だつて兼雅に忘れられてはなはだ心細くしていられるやうだし、祐澄も心が定まらないらしく、みこをどうしようとするのらう。すべて内親王たちは結婚しない方がよいのらう。私も不幸な妹みこをたくさん持つたことだなあ。

これで原作が女三の宮を二人描くやうなあやまちをしていないことは明らかとなる。日本古典文学大系では、有朋堂文庫の誤りを改めて、女三の宮を兼雅室と認めたが、「すけずみ」を「かねまさ」とする大橋長意本書入

イを採用したのは再考を要するのではなからうか。
祐澄妻についてはあとで述べる。

女三の宮に關することをあらかたまとめてみよう。俊蔭の巻に、右大将藤原兼雅が一条の殿に住ませた女性たちの才一に「院のみかどの女三の宮」としてあげられている。こまかなことは蔵開、楼の上の諸巻でわかってくるが、院の愛子であり、多くの財宝を相続して「たからの王」であつた。

宮の御方は、院のとりわきておもひきこえ給て、(6)（楼の上・上・一七〇六頁）

かれはたからのわう、みやをいかみとりこにて、そのみたからをさながらもたまへる人ぞ。（蔵開・中・一
一二〇頁）

注、※以下解説しがたいが、「みや」は母の太后を指すか。「をい」は「おば＝祖母」であろう。「みとりこ」は「ひとりこ」または「ひとつご」の誤り。この下の文意は

母宮や祖母君の最愛の子で、その財宝をそつくり相続しておられる方だ。

ということであろう。有朋堂文庫「彼は財の王ぞや。そのかみ一子にて」(ひとごと)。やはり無理な意改と思われる。

兼雅との間に女の子があり、東宮に侍して梨壺の御方（諸家の系図に女御とあるが、物語中では女御となつた記事がない。）と呼ばれる。その梨壺

は、あて宮の巻に年十八とあるから、父兼雅の二十前後の頃の子であることになる。（仲忠が生まれてから四年ほどのちと思われる）

仲忠母子が三条に迎えられてから、女三の宮らは全く捨てられた状態になるが、のちにわかるところでは財の王であつて、一条にゆたかに住んでいたと見られる。女の子が東宮に参つてるところから考えると、兼雅も全く知らない顔をしていたものではないだろう。

梨壺の御方の後見をして宮中にとどまることも多かつたさまは内侍のかみの巻に描かれている。(注三)この時分から

仲忠は折りにふれて女三の宮にも対面し、梨壺の世話もやくようになって^(注四)いる。後篇の物語面に女三の宮がクローズアップされるのは、仲忠のやさしい人がらを強調する構想であること明らかである。

藏開中巻で、仲忠は父に勧め、女三の宮を一条から三条に迎えとらせる。その結果三条は急ににぎやかになるし、梨壺の御方の事実上の里邸として、その腹の幼い皇子もここで暮らすことになる。兼雅一家の繁栄の構想がはつきり感じられる。三条における女三の宮は仲忠とその母との温情と賢明に感じ、春のような調和がこの一家に訪れる。

ここに来ると、色好みの名高かつた兼雅はあまり頼りにならぬ男に落ちてしまい、北の方なる俊蔭女にたしなめられ教えられて昔の女たちへの責任をはたすよき夫よき父たろうとする。

兼雅と女三の宮との間には、よりをもどした直後ぐらいに、男の子が一人生まれたいらしい。その男の子は楼の上の巻で「宮の君」と呼ばれて、梨壺腹の皇子と同年ぐらいである。皇子の方は「宮」と書かれている。諸注を見ると、宮の君が兼雅の息子であることを認めたものがないが、認めないと読めない場面が多い。このことはスペースを要するので、詳細の論は別に記すことにする。

女三の宮と源仲頼との関係は、兼雅と結婚する以前の事として認めることができる。嵯峨院の巻に、源仲頼がすぐれた色好みであつて、院がその愛子女三の宮の婿としようとしたが、仲頼が応じなかつたということが記されている。これは別人と解釈する余地のない話である。

なかよりは天下^(一)一^(二)る三^(三)の宮^(四)むこどり給へどとられず。(三六三頁)

一院^(一)三^(二)宮^(三)、大臣公卿のみこむすめもさこそすてらるめれ。(一六四頁)

「一^(一)る」は「一^(二)るん」の撥音無表記である。後の方の「一院^(三)三^(四)宮」と、この「一^(一)る三^(二)の宮」が同じく、院の女三宮を指す。仲頼を婿に取ろうとしたのは一院たる嵯峨院の意志であつたがこれは実現しなかつたと考えてよい。構想の破綻と見る必要はない。

一院の語義については別にまとめて書く予定である。上皇一人のみの場合でも一院と称することはあつたこ

と、一院は必ずしも一番古い院を指すものではなかつたことなど、考証にスペースを要するから、ただこの物語の嵯峨院を一院と称することに不都合はないということだけのことだけをおく。

院の三の宮をなぜ仲頼の過去を語るのに引き出したか。それは院の最愛の皇女ということで、仲頼がそれをも辞して応じなかつたすき物ぶりを強調するにほかならなかつた。作者はあえてこの話を持ち出したので、不注意で持ち出したのではないことを注意したい。嵯峨院での仲頼の年齢は三十。兼雅も三十ばかりとあつたが、仲忠の年齢から推すと三十五六にはなつていことになるので、仲頼の三十もそれに準じて三十余とすれば、仲頼が元服した時分に婿どりの話があつてもよからう。

源祐澄の妻は、才何皇女かわからないが、嵯峨院のみこであることは動かない。朱雀院の女一の宮よりはるか
に年長である。この物語での初見は、沖つ白波の絵詞の、

さい将中將の御かた、北のかた、その御め源氏、とし廿三。

である。「源氏」というと、その内親王に源姓を賜つたかのようなのだが、それほど厳密に用いたものではないのではないかと思われる。他の所では宮とかみことか書いているからである。

蔵開中巻では、祐澄の息子宮はたが童殿上をして、仲忠にかわいがられている。この童名について「宮」は、生母が皇女であることを示す。この皇女が幸福でなかつたことは前に引用した文にも見られた。祐澄が仲忠の妻女一の宮に今も恋慕しているために、この宮を愛していない。父君が時々女一の宮を思つて泣いていると宮はたが語るほどである。

この祐澄の妻の宮には女兒一人と男兒二人が生まれている。宮はたの姉と、宮はたと、弟とである。

この皇女の生母は嵯峨院に侍した梅壺の更衣であつた。梅壺の更衣のことはただこそ巻に見えていて、忠こそが一番親しかつた女性である。皇女を生んだのち、兼雅と結ばれて一条に住む女たちの中にあつた。仲忠が一条を訪れた時に、風流を解する女たちが仲忠をめがけて柑子や栗や橘の実を投げた。漢土の擲菓の故事に学んだ

ものである。その中で橘を投げたのは橘千蔭の妹であり、その西の対に梅壺の更衣が住んでいる。兼雅の説明によると、

そのかういはい(幸相)はさい将の中将のみめみこのは、也。むめつぼの宮す所といひし。いみじかりし色このみなりしを、かたらひとりしぞ。(蔵開・中・一一三三頁)

このままで文意は十分理解できる。その更衣は宰相中将の妻なるみこの母君であることを説いている。それが蔵開下巻の物語と密に照応しているのに、玉琴あたりで本文を勝手に改めて、却つて筋の通らぬものにしてしまつている。玉琴に従つた日本古典文学大系の本文を掲げてみる。

千蔭の大臣の御妹の△皇女腹ナリ。梅壺ノ宮ス所トゾイヒシ云云▽

梅壺即ち千蔭妹と解するのであるが、これは下巻と撞着する。宰相中将云云を削除したことも下巻の物語の理解を妨げる。下巻で宰相中将(祐澄)の北の方が母更衣を迎え取つたことを物語つている。梅壺の更衣と祐澄の妻とのつながりを記した文字は、解釈上はきわめて重要なのである。

話はこうである。一条に住む兼雅の妻妾たちで、三条に迎えられそなたの人々は、それぞれ身よりを求めて散つてゆく。千蔭の妹は忠こそに迎えられ、梅壺の更衣は娘である祐澄の北の方に迎えられた。玉琴の改作が更衣と千蔭の妹を同一人とするのは、この下巻の物語を不能にするものである。

真言院の律師は、いへなどかひて、「わたり給ねとをばおとをきこえ給しかど、しいでんさまをみむとて、しばしものし給へるに、かくきゝみて、みくるましてよるみづからいまして、みづからむかへていで給ぬ。(蔵開・下・一二二七頁)

真言院律師とは忠こそ法師である。情勢を察して、夜自分で車をもつて来て、父の妹を迎えたのである。

かういはい、さい将の中将のわたくしとのに、御むすめむかへたまつり給て(ひつち)(同、一二二八頁)

「御むすめ」はこの文では主格に立つ。更衣は御むすめ(宮)が、夫祐澄の自邸に迎えたという文意である。「御むすめを」と解すると解釈不能になる。

玉琴系の改作本文では人物關係が混乱を極めてゐる。宰相中将と源中将（西の對の君の父）を混同し、梅壺の更衣のほかにいま一人の更衣を設定し、

宰相中将のハミムスメナリシガ、琵琶ナン上手ニオハセシ。ソレニ兒ノ一人出マウデタリシガイカニオヒ出シニヤアラン（日本古典文学大系ニヨル）

前田家本等に全く無い、新たなる作文であること明白である。琵琶のこと、兒のことから推すと、源宰相女を指すらしい。宰相の君が更衣と別人なることは疑いもない。蔵開下に

にしの一のたいにおはするは、さい（宰相）將ばかりの人の御むすめ、わかてたてまつりたるなりけり。

（一二二八頁）

とあり、楼の上上巻に、源宰相が兼雅に將來を託したむねを、兼雅に述懐せしめてゐる。前田家本等で読めば人物關係はつきりしているのに、玉琴等に從うと矛盾続出する。玉琴系の本文の本性を示すものであらうと思ふ。

忠澄の北の方も、沖つ白波の絵詞に

北のかたは一世の源氏、とし廿八。（九〇七頁）

とある。この絵詞以外に所見がないが、絵詞を立てれば、これも嵯峨院の女みこの一人と見るほかない。女三の宮より妹であるみこがすくなくとも二人いたことになる。二人とも女三の宮よりずつと年下である。また、同時に東宮に侍する小宮よりもずつと年上である。

嵯峨院のみむすめは何人いたのかわからないが、小宮より年上にはちがいない人に、楼の上の巻に見えた齋宮がある。

寿尺院（実徳）御はらから、そきやう殿の女御ときこえし御はらの、さい宮にておはしつる、女御かくれたまひぬればのぼりたまはむとて、（一六七二頁）

承香殿女御腹で朱雀院の妹なのである。兼雅が述懐して、

この宮の御は、かたもはなれたまはねば、はやうちかうて見たてまつりしに、御かたちきよげにておかしくおはせしが云云。

承香殿女御が兼雅の姉などであろう。それでこの齋宮を在京時代に折々見る機会があつたというのは、随分昔の事であろう。この皇女も女三の宮より姉ではなさそうに思われるがどうであろう。

嵯峨院の巻にも、齋宮上京の事が見えるが、これも嵯峨院の皇女と見るべきかも知れない。

ともかく作者はかなり放漫にこの院の女みこたちを設定した。その中で、后腹は大宮と女三の宮と小宮である。小宮を数字的序列を付けて呼ばなかつたのは、この放漫な人物設定には便利であつたといえる。

最後に、小宮すなわち承香殿の妃の宮について考える。この女みこを嵯峨院の女四の宮とする説や女五の宮とする説は、上述してきたところに照らすとすこぶるあやしくなつてくるのである。女三の宮のあとに三人の女みこの存在が確かめられるとすれば、四や五の数字を置くことは不能になる。

古典文庫では、この皇女を指す語は国譲下の女御が定められる以前は統一して「二宮」となっている。しかるに書陵部桂宮本を閲覧して調べた所では、この「二宮」にあたるところは、あて宮・蔵開中・国譲上中下皆明らかに「こ宮」となっている。そこで前田家本を尊経閣に行つて検したところ、これもまぎれない字体で平がな「こ」を用いて書いている。この字面は板本に至るまで変らないので、「二宮」の字面も伝来のものとは考えられない。「二宮」が誤りであることは議論の余地もない。

近世の校本系の諸本に「四の宮」と改めた本文が勢力を得た。細井貞雄の玉松や玉琴がその代表である。これも伝来の本文とは認めがたいものであり、宇津保物語の登場人物をあまねく調べた上での改訂でもない。女三の宮よりあとだということで、単純に判断したものと見られる。だが、この改訂は近世から現代に及ぶほとんどの学者の支持を受けて来たものである。桑原やよ子のうつほ物語考系図にも、細井貞雄の玉松・玉琴にも、富沢美

穂子宇津保物語研究付録系図にも、女四宮としてこのみこの事を指している。

日本古典文学大系で、この「こ宮」を「五の宮」としている。ところが全部が改まつていないで、所々に「四の宮」が頭をあらわしている。菊の宴の巻では「四の宮」、あて宮の巻以下の諸巻では「五の宮」と大部分はなっているが、蔵開中巻の頭注に「四の皇女」と注した所が一箇所ある（中・三五六頁）。「五の宮」は馬陽本（静嘉堂文庫）にある由であるが、「こ宮」の「こ」を「五」の字音を表わすと見なしたものとのかと思われる。しかし字音語の数詞をかなで書いた例はほとんど見られないのに、これは統一して「こ」を用いている点から考えると、「五の宮」説も成立困難である。しかもこの皇女より姉と見られる女みこが女三の宮よりあとに三人以上もありそうであるから、「五の宮」は「四の宮」とともに否定されざるを得ない。

こ宮は小宮であろう。小君とか小姫君とかいうのと同じで、愛称の性質もふくんでいると思われる。嵯峨院の末むすめであろうということは、上に述べて来たところでもわかる。

嵯峨院の皇女で、后腹であることはあて宮の巻に紹介されている。

宮にさぶらひ給人々、大将殿おほ宮の御はらから、おなじきさいばらのこ宮ときこゆる、（六九二頁）

院の御方と呼ばれて重んぜられたが、あとから参つたあて宮（藤壺）に愛を奪われた形があつた。一つには性格に荒く激しい点があつて東宮に恐れられたということもあつた。

いとかたじけなくあはれに思ひきこゆれど、おそろしくあら〜しきを心もたまへるこそ。女はなにごゝろなくもの思ひしらぬやうなるこそ。かつはそこをにくみ給こそさうでもありぬべき事なれ。（国譲上・一二

五八頁）

もちろんこれはあて宮と対照的性格にしようとする意図があらわなものである。

さて国譲があつて、東宮の御方たちは、あるいは女御になり、あるいは女御になりそこなうという重大な岐路に立つ。この時女御になった人々を書いた文章に疑問点がある。嵯峨院のみは何になつたかに関する疑問である。系図類には承香殿女御としたのが多いが、本文に不審がある。古典文庫によつて前田家本の本文と、近世の

校本系諸本を取捨した日本古典文学大系の本文とを対照してみよう。

しばしありて女御なし給……こ宮ひにこ天上大臣殿（天啓）の一の女御、いまのおほいどの、二の女御、ふちつぼとおなしたまはんとする時に、（国護下・一五一三頁）

女御ニなし給フ……△五宮、故太政大臣殿の一の女御、今の大殿の〔二の女御〕藤壺と△ヲ二ノ女御ト▽なし給はむとする時に、（大系下・二五〇頁）

〔 〕内は削除せることを示し、△▽内は底本を改めたことを示したるもの。まず、改訂本文について見ると、いくつか不審な点が見出される。論理的には、一の女御が二人あるのは理解しにくいことである。文法的には、

今の大殿の藤壺とを……

では、今の太政大臣のむすめであるところの藤壺としか受け取れなくて事実をうまく表現しない点もある。「女御になし給ふ」も感心しない。底本（板本）の方が自然である。

前田家本等の旧本の本文を、もう一度虚心に読んでみよう。「こ宮ひに」の下に読点を置いてみる。「ふじつほとおなしたまはんとする」を、「お」を格助詞「を」のまぎれたものと考えて、新たに読み下してみる。

こ宮ひに、故太政大臣殿の一の女御、今の大殿の二の女御、藤壺とをなし給はんとする……

「こ宮ひに」さえわかれば、きわめて明晰である。故太政大臣女を一の女御というからには、嵯峨院のみこは別格と考えるのが当然である。

女御は御寝に侍するが、きさきではない。内親王が女御になるのはどうであらう。そこで古事類苑で調べてみると、古代には、皇后の次に妃がある。今では妃と言えは、東宮妃や宮妃しか考えないが、古代は令の制として皇后の次にあつた。早く行われなくなつたが平安朝前期まではその例がある。しかも妃は皇族を以てあてるのが通例であつた。（例外はある）。宇津保物語が遣唐使のことを書いていることでも、古い時代の事として書かれていることは明らかである。

妃はきさきである。女御はきさきではない。類聚名義抄には、「妃音非反キサキ」とある。立后立妃という語はあるが、立女御は聞かない。平安朝における立妃の例は多くはなきそうだが、寛平九年七月二十五日三品為子内親王を立てて妃となすという太政官符を古事類苑はあげている。

嵯峨院のみを立てて妃となし、以下女御三名を任命されたと解釈するのが、最も正しい自然な読み方である。当然、これと連関して、国譲りがあつてから、嵯峨院の小宮のことを常に「日の宮」と書いていることを思うべきである。

かくて日の宮はそぎやう殿に（一五一四頁）ひの宮は、ふちつばま（注六）いり給べしとてまか（注七）で給（注八）へり（一六一七頁）

かゝるほどに、日のみこおとこみこ（注九）うみ給へり。（一六二〇頁）

こゝはさかの院日の宮の御方（注十）（同）
たちたまひて、ひの宮の御方のま（注十一）いり給ひて（一六六七頁）

これらの諸例を、十分の考察を加えないで「四の宮」と改めてしまつた従来の本文処理の方法は、大いに反省を要する。

これらは意味的には「妃の宮」である。それを「日の宮」と書くのも慣習的なものがあつたかに想像される。源氏物語桐壺の巻の「かがやく日の宮」について、北山谿太氏の妃の宮説があるが、確かに傾聴すべき御説である。この方の「輝く日の宮」も内親王である。

〔注一〕 玉松の系図が作製された時期と、本文研究の巻二以下の成立時期とに、ずれがあつて、著者細井貞雄の見解が動いていることを意味する。

〔注二〕 宇津保研究は富沢さんの遺著で、部分的には未定稿であつたと見られるから、有曳堂文庫で読んだ場合の人物関係の矛盾をメモしておいたものと解すべきであろう。著者の失考というべきものでは無論ない。

〔注三〕 「御女をとう宮にたてまつり給て、これをかしづきものにて、うちにのみなむおはしましける」(八二〇頁)

〔注四〕 仲忠の女三の宮への言葉、「かしこけれど、ひめ君など宮にさぶらひ給へば、かずならずおぼさるとも、よの人のしたしくさぶらはんよりは心におもほさんなん、いとうれしく侍べき」(内侍のかみ・八二二頁)

〔注五〕 「文武天皇ノ大宝制令ニ至リ、妃二員ヲ置キ、其品秩ヲ四品以下ト定メタリ。品ハ皇族ノ位階ナレバ、皇族ヲ以テ之ニ充テタルナリ云云。(古事類苑帝王部)

〔注六〕 桓武天皇ノ時ニ至リ、夫人藤原旅子ニ妃ノ号ヲ贈ル。是ヲ制令後ノ再見トス。此時皇族ヲ以テ充ツルノ制ハ既ニ壞レタリ。是ヨリ後、妃ノ称ノ史上ニ見ハルルモノ、僅ニ二三ニ過ギズ。」(同)